令和6-7年度高知県産業人材育成研修運営委託業務公募型プロポーザル審査要領

令和6-7年度高知県産業人材育成研修運営委託業務に関するプロポーザルの審査について、次のとおり定めます。

1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号を全て満たす事業者を対象に行います。

- (1)別途定める「令和6-7年度高知県産業人材育成研修運営委託業務公募型プロポーザル募集要領」(以下「募集要領」という。)に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 募集要領に規定する期限内に、必要な書類の全てを提出した参加者
- (3) 募集要領により、適正に書類を作成した参加者

2 審査の項目及び点数

審査項目と各審査委員の審査項目ごとの配点は次のとおりとします。

(1) 提案の内容	200点
(2) 実施体制・スケジュール	70点
(3)業務実績	20点
(4) 見積金額	10点
合計	300点

3 審査委員会

参加者から提出された企画提案書に基づきプレゼンテーションを行う審査委員会を 開催します。

(1) 日時、場所(予定)

日時:令和6年3月27日(水)

場所:高知市永国寺町6-28

高知県立大学・高知工科大学 永国寺キャンパス地域連携棟1階

(2) プレゼンテーション

ア プレゼンテーションの時間は、1者25分とします。

- イ プレゼンテーションの開始時刻は、別途審査委員及び参加者に通知します。
- ウ プレゼンテーション終了後、審査委員からの質疑の時間を設けます。
- エ プレゼンテーションでは、提出した企画提案書と同一の資料のみを使用し、説明ができます。

4 審査の方法

- (1) 提出された企画提案書とプレゼンテーションに基づいて審査を行います。
- (2) 各審査委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、別紙「審査基準」に基づ

いて審査を行います。

- (3)全ての参加者の審査が終了した後、各審査委員の審査結果を集計し、随意契約の相手方となる候補者と次点者を決定します。
- (4)審査の結果、最高点の者が同点で2者以上ある場合は、経費見積が安価な者から順に候補者と次点者を選定します。
- (5)各審査委員の採点の合計が総合点数の6割以上であることを最低基準とし、最低 基準を満たさない提案者は選定の対象としません。

審査基準

審査項目	審査の視点	配点		
提案の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・本県の産業の実情と産業人材育成について十分理解した上で、本業務で重要と考える部分と自社の強みが合致した提案となっているか。	1 0	1 0	
	・受講者確保に向けた広報及び取組について、受講ニーズを 持つ方に的確に情報が届き、受講の後押しとなるような提 案となっているか。 ・特別講座「トップレクチャー」について、講師や講座の内 容等が具体的に提案され、実施後は、土佐 MBA の各講座の 受講につながる提案となっているか。		200	
				・申込受付から受講終了までの運営業務を確実に行う具体的 な提案となっているか。
	 ・受講者情報や講座実施状況を適切に管理・分析し、講座の検証及び効果測定を行い、よりよい講座運営に活かす提案内容となっているか。 ・受講者に対する相談対応等のフォローアップ、学習効果を高めるために土佐 MBA で実施する他の講座や支援機関等が実施する講座等へ受講者を誘導する仕組みなど、本業務の効果をより高めることができる提案となっているか。 			
				・受講者の学習意欲の維持・向上及び受講者同士の交流促進、 並びに土佐 MBA の周知を目的としたネットワークの構築に つながる提案内容となっているか。
	実施体制スケジュール	提案内容を円滑に実施できる体制・スケジュールが確保されているか。		
		・十分な能力と経験を有する責任者及び担当者の配置	3 0	
・各業務を県、講師等と連携して円滑に実施することがで きる人員体制の構築		7 0		
・受講者及び講師の個人情報や受講に関する情報等を適切 に取扱・管理する体制 (チェック体制含む)		10		
・提案内容を円滑に実施できる余裕を持ったスケジュール		1 0		
業務実績	・同種、類似の業務実績はあるか。	2 0		
見積金額	・経費が適切に配分されているか。 10		0	